

2022年3月9日

各 位

会社名 チ ッ ソ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 木庭 竜一
問合せ先 取締役総務部長 田村 秀人
TEL (03) 3243-6375

訴訟の判決確定に関するお知らせ

2020年3月13日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせしておりました、当社、国及び熊本県に対する損害賠償請求訴訟（控訴審）判決につきまして、控訴人佐藤英樹氏 外6名及び付帯控訴人大堂進氏（以下、原告と言います。）は福岡高等裁判所の判決を不服として最高裁判所への上告及び上告受理申立てを行なっておりましたが、2022年3月8日付で最高裁判所により上告棄却及び上告不受理の決定がなされ、本件訴訟の判決が確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：最高裁判所
- (2) 年月日：2022年3月8日（決定書受領日：2022年3月9日）

2. 訴訟の経緯

原告は水俣病に罹患しているとして、当社、国及び熊本県に対し、2007年10月11日に熊本地方裁判所へ損害賠償請求訴訟（損害賠償請求金額合計2億2,400万円）を提起しておりましたが、2014年3月31日に原告3名の請求の一部を認容する判決があり、当社はこの判決を不服として、福岡高等裁判所に控訴し、また、原告側も控訴しておりました。

2020年3月13日にこの控訴審について判決があり、第一審被告である当社、国及び熊本県の敗訴部分を取り消し、原告らの各請求、各控訴及び控訴審における拡張請求のいずれも棄却するものとなりました。

2020年3月23日に原告より、福岡高等裁判所の判決を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立てが行われましたが、2022年3月8日に最高裁判所は上告を棄却し、上告受理申立てを受理しないとの決定を下しました。

これにより、本件訴訟に関する判決が確定しましたので、お知らせするものです。

3. 決定の内容

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

4. 今後の見通し

当社の業績に与える影響はないものと思われませんが、今後開示すべき事項が判明した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上